

特集

どうする。"失業列島日本"

対談

雇用危機打開のカギを探る

大木一訓 日本福祉大学教授

西川征矢 全労連副議長

28

冬の北海道「仕事よこせ」の熱い闘い

佐藤陵一

46

いまこそ公的就労事業の実現を

大須真治

54

現行法を活用し、雇用・失業対策を

松本 禅

62

地域から高卒就職浪人をなくそう

濱島 勇

70

二重の視点で雇用危機の打開を

藤吉信博

78

EU諸国の雇用・失業対策を探る 〈下〉

小森良夫

87

特集 どうする
"失業列島日本"

冬の北海道「仕事よせいせ」の 熱い闘い

佐藤 陵 一

はじめに

一〇月半ばを過ぎると大雪の山々は冠雪し、平地でも朝夕は暖房が必要となり、まもなく北海道は厳寒の冬を迎えます。

今年の夏、季節労働者は仕事がない状態が春先からずっと続きました。これまで季節労働者の問題は、おもに失業する冬の仕事と「手当」の問題としてとらえられてきました。ところが今年、夏も「雇い止め」と就労減にさらされ、事情が一変しました。一年中仕事がないの

です。

「北海道沈没」の出口の見えない経済危機の真っ只中で季節労働者は夏の雇用破壊にさらされたのです。差し迫った仕事、生活対策とともに雇用保険の受給資格が得られる「六カ月、月一日以上」の就労確保が季節労働者のギリギリの要求となりました。

NHK北海道が「仕事を下さい——建設業・一三万人のいま」の特別番組を組み、建設一般の「仕事をよこせ」の座り込みは全国放映されるなど社会問題化しました。職安所長が「コツコツと求人開拓をはかる以外ない。不測の事態が心配」と心痛し、職安審会長が「失業

対策を急がなければならぬ」という状況下で、私たちはこの半年余、失業者闘争を前進させ、各地で「つなぎ就労」など具体的な成果をあげてきました。道労連の「雇用・失業キャラバン」など新たな取り組みも始まり、道民的なたたかいが強められています。

小論では、最初に季節労働者の実態とたたかいの到達点を明らかにしながら、「仕事をよこせ」の「冬の熱いたたかい」の展望についてまとめました。

雇用と失業を繰り返し、夏の就労は七〜八カ月

北海道の建設労働者の約半数、一三万人は夏に働き、冬は失業し、季節労働者と呼ばれます。季節労働は製造業と観光地、ゴルフ場などのサービス業にも存在し、それぞれ二万人を数え、農林漁業では一万人を超えています。全産業で二〇万人、雇用人の割という数の多さが、これまで季節労働問題を道政の重要課題としてきました。

建設業の季節労働者は例年、四月頃から入職が始まり、連休明けには半数が働き、七月から一十月までが雇用のピークです。職種は土工、雑役が中心ですが、技能

職の土工、左官から、本来なら社員であるべき重機オペレーターまで建設現場のすべてにわたります。一二月には大半の労働者が「工事満了による解雇」の離職票を交付されます。男女とも三〇%が八カ月就労で、男子の二〇%、女子の二五%が七カ月就労です。

季節労働の背景には建設工事の季節間の変動があります。事実、工事量を四半期ごとに見ると、全国が各期二〇%台で平準化しているのに比べ、北海道の一〜三月期は九・二%と極端に減少します。

積雪寒冷の気象条件に制約され、さらに建設業の重層的下請構造のもとで、季節労働者は「雇用」と「失業」の繰り返しを余儀なくされてきました。歴史的に形成された、建設業の雇用の「調整弁」の役割を担われ、そもそもその不安定雇用が季節労働者の中心でした。出稼ぎ農民と異なり建設業の専業であることも特徴です。

季節労働者は高齢化し、国の季節労働者冬期雇用援護制度の技能講習受講者は六〇歳以上が四八%を占め、女性も多く三七%におよびます。多くは国民年金層です。

建設一般の八〇〇人余の調査では、六五歳以上に無年金者が二%、将来も権利がない無年金予備軍が五%も存在します。

表1 季節労働者の稼働収入

夏の収入	男(%)	女(%)
100万円未満	4.22	42.20
100~200万円	38.30	46.95
200~300万円	38.38	4.65
300~400万円	12.51	0.38

(注)調査人員は男5018人、女2922人。
資料：建設一般道本部調べ、93年3月

失業する季節労働者の年間収入は、夏の就労賃金(表1)に加え、雇用保険の特例一時金五〇日分(男二五万円、女一五万円前後)と技能講習の「受講給付金」(二一万四〇〇〇円、安定奨励金は同額の冬期手当)がすべてです。特例一時金と「受講給付金」は年収に「がちり」と組み込まれ、正月を迎え、長い春までのきびしい冬の「いのち綱」なのです。

月に一日も働けず、雇用保険の資格がつかない

九八春闘期から高齢の季節労働者、女性の雇用不安が表面化しました。まだ雪の残る時期には昨年働いた会社から、①手紙で「雇い止め」の通告を受けた、②六〇歳以上と女は雇わないといっている、③ずっと「待機」させられ、見通しがたたない、④電話したら会社が倒産していたなどの訴えが続出しました。三月に実施された、

椎名恒北大助教授の二四四人の聞き取り調査では「昨年の会社で再び働ける」との見通しは六割に過ぎませんでした。

雪解けとともに状況はより悪化しました。4・17統一行動を前後し、地区労連規模で一〇市、一職安所長交渉が行われました。札幌では中央、東、北の三職安所長がそろって対応しました。

この交渉では、季節労働者が「今朝も求人誌で四軒電話した。六〇歳と聞いただけでいきなり断られた。頭にくる」、「職安に毎週通っているがまったく見通しがなない」(六六歳)、「一五年、鉄骨をやってきた。秋に仕事がなく、高齢者が絞り出されて失業した」(六四歳)、「四月は少し仕事が出たが、五月は見通しない。不安だ。高望みしないから仕事を紹介してほしい」(六七歳)、「高齢者が若者と競争しないで働けるようにしてほしい」(五九歳、女性)など切実に訴えました。

「連休」後そして「お盆」前と札幌、小樽、函館、苫小牧、帯広、釧路、北見、旭川、砂川で繰り返し実態調査が行われ、自治体、職安交渉が強められました。

参議院選挙では「実は一食しか食べていない」「奥さんの年金で生きている」など悲痛な訴えがなされ、涙な

がらの対話が全道各地で行われました。

秋口に入り、予想された二つの「深刻さ」が現実となりました。

第一は、結果として春からずっと仕事がなく、収入がなかったというものです。「わずかの蓄えて食いつないでいる」「生命保険を解約した」から、自治体の貸付金の活用、生活保護の適用（二〇件）へと広がっています。業界紙が「異常」とする「建退共」の退職金請求は、四〇％増で一、四月に三六〇件におよびました。

「蓄え」も「解約」も「退職金」も一回限りの生活のつなぎです。来春はもう手立てがありません。

第二は、幸いにして働いていても、就労日数が極端に少なく、それは収入減にとどまらず、雇用保険の受給資格そのものが危ぶまれていることです。八月末の小樽の調査（六六人回答）では月一〇日以下の就労が三月五人、四月四人、五月三人、六月三人、七月二人、八月二十七人です。受給資格の「見通しがない」人が四四％におよんでいます。

雇用保険の資格取得が七月末で昨年比八三七〇人（建設業、短期）減少しました。これは仕事につけず、雇用保険を掛けてもらえなかった人たちが中心で第一グループ

です。道議会で道当局は「現在までに就労の場を確保されていない方が相当数にのぼる。緊急に実態を調査する」（九月一日、日本共産党萩原信宏道議の質問への答弁）といわざるをえませんでした。近く二〇〇〇人弱の道当局の調査がまとまりますが、担当課は「きびしい状況の感触」としています。

第二のグループの受給資格がつかなかった人たちの実態は、年末になって深刻な結果だけが数字として初めて確認されることになります。

今春から秋にかけての推移は、来春、事態がより深刻となつて拡大し、再び繰り返されることを予測させるものです。

救済の手立てが用意されていない

月を追ひ、日々悪化してきた季節労働者の夏の失業は、北海道が公共事業に依存し、雇用の「受け皿」だった基幹産業の建設業がゆらぎ、他に吸収する産業がないなかで生まれています。職安窓口で二〇％の採用抑制が続き、補正予算による「カンフル注射」も「工事内容が見えてからの対応」として雇用増には結びついていませ

表2 1997年度の冬期雇用援護制度の活用状況

	労働者数	支給金額(千円)
通年雇用奨励金	8,642	4,303,034
冬期雇用安定奨励金	39,844	11,380,972
冬期技能講習助成給付金	46,624	6,192,275
合 計	95,110	21,876,281

資料：道経済部職業対策課まとめ

ん。

また、建設業の「雇用調整」は出向、配転などではなく、ストリートに季節労働者の「雇止め」や首切りが行われ、高齢者、女性が真っ先に打撃を受けていることに特徴があります。これまで労働省は季節労働者対策として、雇用保険法の制定以来、一貫して「通年雇用化」

を基本に、「季節労働者冬期雇用援護制度」(表2)を機能させてきました。冬期間、一人一〜一万四〇〇〇円が八万四八二三人(九七年度、建設業)に給付され、総額九六億九〇〇〇万円は季節労働者の冬の生活とともに疲弊している地域経済を「底支え」してきました。

道の対策は国にまったく依存してきました。冬期工事にたいする増高経費(ぞうこうけいひ)のかさ上げが独自施策の唯一といえます。

しかし、それは年間六〇〇〇億円の公共事業費のうち、わずか三億六〇〇〇万円にすぎません。

振り返って見ると、国、道の対策は、いずれも季節労働

働者が「夏は働く」ことを前提にしており、冬の仕事と生活対策を念頭においたものでした。夏の失業はそもそも「想定外」(労働省)だったので。

季節労働者の雇用保険の扱いは、短期雇用の「特例」被保険者です。したがって、「一般」の失業者にたいする給付延長、職業訓練、雇用調整給付金や道の「雇用奨励金」はすべて対象外です。すなわち、雇用保険の受給資格がなければ、職安では「ただの求職者」にすぎず、無拠出の「失業手当」が法制化されていない現状では一円も支給されません。労働政策として救済する手立てが用意されていないのです。

季節労働者は、現在の瞬間、「夏も働けない」「雇用保険ももらえない」「援護制度も受けられない」という一年を通じて一切の収入の道を断たれ、もつとも困難な失業者に陥れられているといっても過言ではありません。

「つなぎ」就労で自治体の応急対策がはじまる

夏の季節労働からの失業というかつてない事態にたいして、市町村の九月議会では、季節労働者対策がいつせ

いにとりあげられました。そして札幌、旭川、釧路、苫小牧、恵庭、上磯の各市町が技能講習の実施主体である企業組合に一〇〇万円規模で特別対策の仕事を出し始めました。草刈り、落ち葉清掃、側溝素掘りなどの作業です。

「無資格者を一人も出さない対策を決断する」（名寄市）、「全面的に対応する。企業組合が中心となってほしい」（静内町）など、「つなぎ」就労対策は、今後二ヶ月にかけて全道に拡大する状況となっています。

この間、私たちは建設一般と季節労働者で構成する「九〇日会」や建設一般として連続的に上京し、労働省要請（六回）、北海道選出の国会議員要請（三回）とともに道交渉（五回）、職安、自治体交渉を重ね、大衆的な取り組みを強めてきました。

また、道民合意の世論結果をはかるために、議会決議を重視し、北海道議会決議と市町村議会の決議の促進をはかり、すでに自治体決議は五〇を超えました。市長会総会でも「要望意見」がまとめられました。市町村議会の決議は、政府と道にたいして「特別就労対策と財源措置」を求めており、これまで避けられてきた「失業対策」そのものを文言上も要求する大きな変化が生まれて

います。

一〇月一九日から道労連の「雇用・失業キャラバン」が開始されました。三三市町の自治体、職安、商工会議所のどこにいても「季節労働者」と「高校生」の雇用問題が中心となりました。

「求人がなく高校生への就職説明会を中止した」「大型店の進出は商店街が崩壊につながる」——こうした状況は、地元建設業者の仕事確保をふくめ、地域崩壊の危機の打開のために、道民的な共同が必要であり、また、それが可能となってきたことを実感させるものでした。

求められる失業対策を正面にすえた対策

現在の不況・経済危機のもとでは、雇用不安の「底」はかなり先となるのは必定です。道自身が「雇用状況は明確な見通しが立て難い……短期的には悪化し……中期的にも低迷する」（雇用推進行動計画「九八年九月」）とする現状なのです。

季節労働者の夏の失業の打開のためには、失業の「特質」に即し、「かなり先」までの影響を見ながら「大量

かつ長期的な失業に対する対策」（『失対事業通史』）そのものが緊急に求められているのです。

現在、労働省は技能講習の受講要件の緩和を検討し始めていますが、それによって雇用が拡大するわけではありません。

私たちは現実的な失業対策として、国にたいしての緊急要求として、①特別就労対策として九州で実施されている「特定地域開発就労事業」の実施や公共事業へ四〇%の吸収率を設定すること、②仕事のない高齢季節労働者が大量に流入しているシルバー人材センターを改革し、部分的な雇用対策（＝雇用保険の適用）をはかることを求めています。

同時に、道行政へは、③二一カ所で設立されている「高齢者事業団」（団員六〇〇〇人）に雇用保険を適用し、技能講習の受講につなげること、また、④すでに一九七〇年が実施している冬期就労事業（九億六〇〇〇万円）を夏場にも拡大し、国と道が財政補助を行うことを求めています。

これらは、北海道知事が国にたいして毅然とした態度で要求し、知事自らの決断で実施が可能な対策です。国が労働政策として季節労働者の夏の失業にたいする

施策を持たないことは「政策の貧困」とのそしりを免れることができません。

対政府・道への地域ぐるみの闘争強化へ

道内の完全失業率五・二%は、実は実際に仕事を探している求職者二四万六〇〇〇人で試算すると失業率七・八%に跳ね上がります。

未曾有の事態にたいする道の態度は「失業の予防や失業なき労働移動の支援」「ミスマッチの解消、新たな求人開拓による再就職の促進」など「民活型」そのものの継続です。失業を発生させている民間に失業の解決を求める政策が効果がないのは火を見るよりも明らかです。発想が「逆立ち」しています。

こうした政策能力を疑う道の対応の根底には「公的部門における雇用創出」（経済戦略会議）、すなわち「事業吸収方式」による失業対策の否定があります。失業者に直接の仕事は出さないといい政府、労働省の従来型政策への固執です。

私たちは、こうした状況を変えるためには、失業対策を求める大きな道民世論の結集と断固とした大衆闘争が

必要と考えています。

二四年前、雇用保険法の成立時、失業給付が九〇日分から五〇日の一時金に削減されました。全道で「地元で働く仕事をよこせ」「九〇日支給を復活せよ」のたたかいが巻き起こりました。そして削られた四〇日分の「代償」として「季節労働者冬期雇用援護制度」が実現しました。

以来、季節労働者は冬になると「熱いたたかい」をくり広げ、三年の「暫定制度」を七回、延長させてきました。失業を余儀なくされる冬を、季節労働者は自らのたたかひの季節としてきたのです。

私たちは、現在、技能講習受講者一万七〇〇〇人を対象に「聞き取り調査」を開始しました。これは今春は技

能講習を受講できたが、夏に「仕事がなかった」「日数が足りなかった」という理由で、新年の技能講習を受講できない仲間の実態調査です。

夏の失業は、すべての季節労働者にとって「明日はわが身」の問題です。それだけに必ず大きな連帯が前進します。

私たちは、今、実際に失業者をかかえる市町村にたいする「つなぎ」就労、「コメ、灯油」の支給などあらゆる生活保障要求をふくめ、地域ぐるみの対政府、道への「仕事をよこせ」の「冬の熱いたたかい」を決意しています。

(さとうりょういち・建設一般道本部委員長)

資本主義の盟主アメリカの貧困問題を歴史的構造的に解析！

アメリカ資本主義貧困史

フロンティアとアメリカン・ドリームに彩られたアメリカ資本主義発達史において、資本主義の法則的帰結としての貧困はどのようなように生まれ、再生産されてきたのか。膨大な資料をつぶさに検討して、アメリカ資本主義の体制的矛盾を抽出した労作。

（A5判・上製）本体873（税別）千520



藤本 武著

新日本出版社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
〒151 ☎03(3423)8402(営)